

平成 27 年度第 6 回東久留米市子ども・子育て会議
会議録（全文筆記）

開催日時

平成 27 年 10 月 14 日（木） 午後 7 時 00 分～ 8 時 55 分

開催場所

東久留米市役所 701 会議室

出席者の氏名

- (1) 委員 菅原良次委員 斎藤利之委員 坂入真由美委員 武田和也委員
山岡つかさ委員 新倉南委員 金澤羊子委員 白石京子委員
富永大優委員 向山晴子委員 柘植宏実委員
- (2) 事務局 子ども家庭部長
子育て支援課長
子育て支援課主幹
児童青少年課長
子ども政策担当主査

欠席者の氏名 野村明洋委員

会議の議題

- 1 開会
- 2 市長諮問
- 3 児童館に係る北部地域の子育て支援機能などについて
- 4 その他
- 5 閉会

1 開会

・会長

皆さん、こんばんは。大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、27年度第6回東久留米市子ども・子育て会議を開催したいと思います。

きょうの会議に、〇〇委員より欠席の届けが出ておりますが、あとは全員出席しておりますので、過半数を超えて成立いたしますので、始めさせていただきます。

なお、本日は次第2として市長より諮問がございますので、その点、よろしくお願

いします。

2 市長諮問

・事務局

皆さん、こんばんは。それでは、次第2「市長諮問」に移らせていただきます。
市長より、東久留米市子ども・子育て会議条例第3条に基づき、東久留米市子ども・子育て会議に諮問をいたします。よろしくお願いをいたします。

・市長

「平成27年10月14日、東久留米市子ども・子育て会議会長、菅原良次殿。東久留米市長、並木克巳。

諮問書。現在、市立児童館（以下、『児童館』）については、平成15年3月と平成22年10月の2回の市民参加による検討報告を経て取りまとめた指針としての『東久留米市立児童館の管理運営に関するガイドライン』に沿った管理運営等に努めている。

また、市では、これまで児童館の配置に係る偏在や空白地域を課題としつつ、検討を行ってきた経緯がある。

一方、昨今の人口減少と少子高齢化の急速な進展に伴い、平成26年4月には、国から地方公共団体に対して、すべての公共施設を適正に管理するための『公共施設等総合管理計画』の策定が要請された。本市においても、厳しい財政状況が続く中で、利用需要の変化を踏まえた公共施設のあり方について見直すことが求められている。

このような状況の中、本年3月の施政方針において、児童館に係る空白地域に関し、『北部地域は公共施設のあり方の課題であると捉えており、北部地域の子育て支援機能については、まずは現存の機能を活用したソフト面での充実などに努め、ハード面については、施設機能の複合化など、公共施設マネジメントの視点の中で検討していきたい』旨を表明したところである。

ついては、今後の児童館における北部地域の子育て支援機能等を検討するにあたり必要な、次に掲げる事項について、貴会議の意見を求めるものである。

1. 児童館に係る北部地域の子育て支援機能と公共施設のあり方との関係（ハード面）。
 2. 北部地域の既存施設を活用した子育て支援機能（ソフト面）」
- 以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

・事務局

続きまして、ただいま、市長より会長に交付いたしました諮問書の写し、こちらにつきましては、これから事務局より委員の皆様にご配付いたします。

次に、市長より委員の皆様にご挨拶がございます。並木市長、よろしくお願いをいたします。

・市長

改めまして、皆さんこんばんは。市長の並木でございます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、また夜分にかかわらず、平成27年度第6回東久留米市子ども・子育て会議にご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、本年7月27日に、会長より子ども・子育て支援新制度における利用者負担の適正なあり方について答申を頂戴いたしました。その答申を十分に尊重いたしました議案をさきの9月議会に提案し、議決いただいたところでございます。答申につきまして、長期間にわたり、慎重なご審議をいただき、厚く御礼を申し上げます。

そして本日、新たに児童館に係る北部地域の子育て支援機能と公共施設のあり方との関係、北部地域の既存施設を活用した子育て支援機能について、会長宛てに諮問をさせていただきました。諮問書の中でも申し述べておりますが、市ではこれまで、児童館の配置に係る偏在や空白地域を課題としつつ、検討を行ってきた経緯がございます。今後の児童館における北部地域の子育て支援機能等を検討するに当たりまして、皆様のご経験や知識に基づいた闊達な議論とご意見を賜りますよう、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

・事務局

ありがとうございました。なお、市長はこの後も他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

それでは、議事進行を会長にお戻しさせていただきたいと思っております。会長、よろしくお願い申し上げます。

・会長

それでは、事務局より本日の議題内容についてのご説明をお願いいたします。

・事務局

では、私からご説明をさせていただきます。本日の議題につきましては、配付させていただきました次第のとおり、3「児童館に係る北部地域の子育て支援機能などについて」、そして、4「その他」でございます。

以上でございます。

・会長

それでは、事務局より今、議題内容について説明がございましたけれども、これから本会議に入りたいと思っております。事務局にご確認をいたしますが、傍聴の方はいらっしゃいますか。入場をお願いいたします。

それでは、傍聴の方が着席されたようですので、事務局のほうより配付された資料のご確認をお願いいたします。

・事務局

では、配付資料の確認をさせていただきます。まず、配付資料の確認の前に、会議録の確認についての事務連絡をさせていただきます。前回、9月15日開催の第5回会議の会議録につきまして、先日、皆様に送付させていただきました。内容の確認につきましては、10月19日の月曜日までとさせていただいておりますので、修正等ございましたら、その日までにご連絡をお願い申し上げます。

では、改めまして、配付資料について確認させていただきます。まず、事前に配付させていただきました資料は6点となります。

まず、資料1「東久留米市立児童館に係る北部地域に関する説明」でございます。こちらの資料ですが、文言の一部を修正させていただきました。本日は、修正しました資料を机上に配付させていただいております。修正箇所といたしましては、紙面の右側でございます④の枠の中、「旧大道幼稚園跡活用等検討プロジェクトチーム」の部分が「旧大道幼稚園跡利活用等検討プロジェクトチーム」に変更されております。ご迷惑をおかけしまして申しわけございません。よろしくお願いいたします。

では、資料の確認を進めさせていただきます。

続いて、資料2「東久留米市立児童館機能のあり方に関する報告書（その2）（抜粋版）」でございます。

次に、資料3「東久留米市立児童館の管理運営に関するガイドライン（抜粋版）」でございます。

次に、資料4「旧大道幼稚園跡利活用等検討プロジェクトチーム報告書（抜粋版）」でございます。

次に、資料5「東久留米市公共施設白書 概要版」でございます。

次に、資料6「内閣府 子ども・子育て会議 これまでの議事内容（平成27年度）」でございます。

続きまして、本日配付させていただきました資料は1点となります。

資料7「東久留米市子ども・子育て会議 今後のスケジュール（案）【平成27年10月現在】」でございます。

配付資料の確認につきましては、以上でございます。

・会長

ただいま、事務局より資料の説明がございましたけれども、何か不足な点がございますか。よろしいでしょうか。

3 児童館に係る北部地域の子育て支援機能などについて

・会長

それでは、次第3の「児童館に係る北部地域の子育て支援機能などについて」に移りたいと思います。事務局よりご説明をお願いします。

・事務局

それでは、私のほうから次第の3について、内容のご説明をさせていただきます。

今回、市長の諮問にございました諮問事項、こちらにつきまして、本会議でご審議いただくに当たり、その背景やこれまでの当市の児童館にかかわる体系、それから現状などをご説明する必要があると考えておりますので、本日は、一定程度のお時間を頂戴しまして説明をさせていただきたいと思っております。事前に送付いたしました資料に沿ってご説明いたしますが、既にご一読いただいている方もいらっしゃると思っておりますので、要点に絞って進めていきたいと考えております。

A3版横の資料1「東久留米市立児童館に係る北部地域に関する説明」をお手元にご用意ください。

まず初めに、児童館とはどのような施設かというところがございます。ご存じの方、また利用された経験のある方も多いかと思っておりますけれども、資料の上段中央に四角の枠で「市立児童館」とありまして、そこから派生する吹き出しのところに、「児童館とは…」とあります。続いて「児童福祉法第40条に基づく児童厚生施設」とあります。法律上の位置づけはこのようになっております。

具体的には、ゼロから18歳未満のすべての子どもたちを対象に、健全な遊びを与えることを通して、子どもの健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている施設です。この児童館は、必須の施設ではない中、東京都の26市においても、児童館のない市もございます。また、児童館の数は自治体によってさまざまでございますが、当市におきましては、これまでも児童が自主的に自由に遊べ、安全・安心な居場所として事業の充実を図り、さまざまな活動や取り組みを実施しているところでございます。

次に、市内の児童館の配置についてご説明をいたします。資料1の紙面中央の市立児童館の枠の中をごらんください。現在、市内には4つの児童館が開館しております。大門町にございます東部地域センター別棟東側のけやき児童館、それから、中央町にございます中央児童館、滝山にございます西部地域センター2階に設置されている滝山児童館、そして、ひばりが丘団地にございます子どもセンターひばりの4館となっております。このうち、中央児童館が市の直営施設であり、ほかの3館については、指定管理者による管理運営が行われております。

また、前沢地区にはくぬぎ児童館がございましたが、老朽化等により、平成26年3月末をもって閉館したところでございます。なお、滝山児童館については、施設や安全管理上も幾つかの課題があることから、滝山公園の東側にございます旧大道幼稚園跡に設置予定の新児童館へ機能を移転する予定となっております。また、閉館しておりますくぬぎ児童館につきましても、同様に機能移転が予定されているところでございます。

以上が児童館の配置の現状でございます。

続きまして、児童館の管理運営等についてご説明いたします。先ほどの市立児童館の枠の左側にございます「管理運営等」の列について、順を追ってご説明をいたします。

まず、その列の上の四角の囲まれた部分でございますが、「東久留米市立児童館機能のあり方に関する報告書（平成15年3月）」というのがあります。

こちらは平成15年3月に、市民参加による懇談会により、「子どもが育ち合う児童館づくり」と題し取りまとめられた報告書でございます。

次に、その下の四角の枠でございます。②と番号が振ってございます。その後、先ほどの報告書を再度、児童館利用者、それから自治会、子育て支援関係者、学識経験者、本市職員で構成されている市民懇談会で、6回の会議を通しまして検証した結果として、平成22年10月に、「子育て支援の拠点を目指して」と題した「東久留米市立児童館機能のあり方に関する報告書（その2）」が報告された経緯があるところでございます。

この報告書には、資料2として後ほどご説明をいたしますが、児童館の新たな役割としまして、「児童館の福祉的機能を強化する必要がある」との観点から、子育て支援の拠点となる児童館を目指すことや、今回、特に関連してまいります児童館のない北部地域に児童館を配置し、中央児童館を中心とした東西南北、各地域の均衡のとれた配置にすること。そのほか、児童館の質の維持・向上へ向け、ガイドラインの設定などが提案されております。

続いて、資料1に戻りまして、先ほどの下の四角の枠、③と番号が振ってございまず、先ほどの「東久留米市立児童館のあり方に関する報告書（その2）」や国・東京都の関係通知等を踏まえまして、「東久留米市立児童館の管理運営に関するガイドライン」、こちらを平成23年1月に市が策定したところでございます。

このガイドラインにつきましても、資料3として後ほど触れさせていただきますが、児童館機能のあり方を指標化し、日常業務の管理運営についても掲載して、市の児童館運営の指針とされているところでございます。

以上が、児童館の管理運営等についてのご説明でございます。

次に、東久留米市の公共施設の部分の資料1の紙面左側の「管理等」について、縦に順を追ってご説明をいたします。

まず、①と番号が振ってございます、四角の枠でございます。後ほど、資料5として触れさせていただきますが、本年5月に、市は「東久留米市公共施設白書」、こちらを策定いたしました。これは、国から地方公共団体に対し、公共施設を適正に管理するための「公共施設等総合管理計画」の策定が要請されたことを受け、公共施設の効率的な管理運営や適正な維持更新を進めていく取り組みの第一歩としまして、施設の現状把握や将来の人口推計などに基づく課題整理を行うため、作成されたものでございます。この白書では、公共施設全体や個別施設の現状把握、分析などが行われておりまして、市内の児童館についてもその対象となっております。

また、資料1に戻りまして、その下の四角の枠でございますが、その白書を踏まえ、現在、幅広い見地からの意見を求めるため、東久留米市公共施設のあり方に関する基本方針検討委員会が設置されております。今後の市の公共施設のあり方に関する事項について、現在進行中で、検討されているところでございます。当市の公共施設全般に係る経緯や現状については以上でございます。

続きまして、今回、子ども・子育て会議への諮問という形でご意見を伺う経緯等についてでございますが、このような当市の児童館を取り巻く現状におきまして、資料1の紙面右上の雲形の吹き出しにございます「児童館の配置の偏在」や「児童館の空

白地域」が、先ほどご説明申し上げた流れの中で、課題の1つとして、市としても検討してきたところでございます。

次に、資料1のその下の部分でございます、④と番号が振ってございます「旧大道幼稚園跡利活用等検討プロジェクトチーム報告書」についてでございます。後ほど、資料4として触れさせていただきますが、児童館の北部地域にかかわる課題につきましては、旧大道幼稚園跡の利活用の課題とも関連していることから、庁内に設置されました旧大道幼稚園跡利活用等検討プロジェクトチーム、この中で旧大道幼稚園跡の具体的な利活用方法に関することとともに、くぬぎ児童館の今後に関することとしまして、「東久留米市立児童館機能のあり方に関する報告書（その2）」を含め、北部地域への偏在解消といった観点などから、広く調査検討が行われ、平成26年11月に報告書が作成されたところです。

その下の枠の⑤と番号が振ってあるところでございます。その報告書の中では、読み上げますが、「北部地域は、児童館の偏在解消でなく、公共施設の再編といった観点に加え、子育て支援機能の拡充策も含め、検討していくことを提言する」と結論づけられたものであります。

続きまして、紙面右下の⑥と番号が振ってございます。本年3月の施政方針の抜粋でございます。施政方針と申しますのは、前回の当会議の終盤にもご説明させていただきましたが、当市におきましては、市政運営に当たりまして、市長が重要施策や予算について、3月に表明する際の内容でございます。

その中で、「『旧大道幼稚園跡利活用等プロジェクトチーム』におきましては、くぬぎ児童館の今後について、東久留米市立児童館機能のあり方に関する報告書（その2）の内容も含め、特に、いわゆる『5館構想』及び『北部地域への偏在解消』に関することも、調査・検討を指示し、提言というかたちで報告を受けております。児童館機能のあり方に関する報告書（その2）については十分認識しておりますが、概ねプロジェクトチームの提言と私の考えは一致しており、北部地域は公共施設のあり方の課題であると捉えております。したがって、北部地域の子育て支援機能につきましては、まずは現存の施設を活用したソフト面での充実などに努め、ハード面については、施設機能の複合化など、公共施設マネジメントの視点の中で検討してまいりたいと考えております。また、こうした考えにつきましては、子ども・子育て会議の意見も伺いたいとも考えており、一定の政策判断につきましては、その後に致したいと思っております」と言及しているところでございます。

このような流れの中、本日、今後の児童館における北部地域の子育て支援機能等を検討するに当たり、児童館にかかわる北部地域の子育て支援機能と公共施設のあり方との関係（ハード面）及び北部地域の既存施設を活用した子育て支援機能（ソフト面）の2つの事項について意見を求めるため、市長より子ども・子育て会議へ諮問が行われたところでございます。

資料1の今回の諮問に当たりましての全体のご説明は以上でございます。

続きまして、資料2から資料5に移らせていただきます。よりわかりやすいと思いますので、資料1とあわせてごらんいただけますでしょうか。まずは、資料2をごらんください。先ほどの資料1の左側中央の②と番号が振ってあるところに対応する資

料でございます。

「子育て支援の拠点を目指して」と題した「東久留米市立児童館機能のあり方に関する報告書（その2）」の抜粋版でございます。今回の諮問事項に鑑み、事務局で抜粋をさせていただきました。報告書全体をごらんになりたい場合は、市のホームページ等に掲載しておりますので、そちらもご参照ください。この報告書は約5年前の平成22年10月20日の東久留米市立児童館機能のあり方に関する市民懇談会からの報告書でございます。資料2のこの報告書を1枚おめくりいただきますと、目次がございます。全体の構成が見えるところです。

次におめくりいただきますと、1ページから3ページの下段にかけまして、1の「子育て支援の拠点となる児童館」という観点から提言や要望、またアドバイスや期待などが記載されているところです。1ページから2ページの中段にかけましては、「(1)人間づくりの場として」ということで、①社会資源の活用、②子ども総会の開催等、報告がされております。2ページの中段から「(2)地域の子育てサポート役として」ということで、①相談機能を充実させる、②職員の「気づき力」を高める、③地域の課題解決に取り組む、④子育て支援のネットワークづくり、⑤ランドセル来館を推進する、⑥孤立する親を支援する等、具体的な取り組みが記載されております。

続きまして、3ページの下段のところでございます。「2.すべての子どもを受け入れる児童館」とございます。4ページにかけまして、今回の諮問事項に関連する内容の記載がございます。①の部分でございますが、読み上げますと、「①児童館の空白地域をなくす。東久留米市のすべての子どもが地域の児童館を利用できるようにするため、現在の児童館位置の偏在を早急に見直し、児童館のない北部地域に児童館を配置し、中央児童館を中心とした東西南北各地域の均衡のとれた配置にすることを求めます」とあります。

あとは、「北部地域につくる児童館は、子どもセンターひばりのように、高校生年代も利用できるように多機能な施設、設備にしていきたい。それでも児童館が遠い地域では、移動児童館を実施していただきたい。前回報告書でも提案したように、将来は中学校区に1カ所、児童館を配置することを期待します」ということが記載されております。

次に、5ページの上段、おめくりいただきまして、3の「地域に支えられた児童館」という観点からであります。①サポート委員会の設置、②地域懇談会の開催ということで、提言がされております。

続きまして、5ページの下段、「4.児童館の質の維持・向上のために」ということで、①としまして、次の6ページですが、①中央児童館の役割、②民営児童館に市民が参画、③子育て支援課の役割、④ガイドラインをつくる、⑤第三者評価を行う、⑥児童館の保安体制と記載がございます。

続きまして、この資料2の最終ページ、A3版の8ページをお開きください。資料1でございました北部地域という言葉、こちらについて、ご説明をいたします。こちらは、東久留米市の児童館の配置を示した地図となっております。くぬぎ児童館を含めて5館、この時期におきましては、地図で確認できると思います。そして、これらの5つの各児童館を中心に、半径約1キロの円が地図上に書かれております。

先ほど来申しましたところの北部地域につきましては、行政計画というものが、それぞれ計画の趣旨や策定の経緯などによりまして、地域の位置づけや区切りが異なるところでありますけれども、これまでの当該報告書、あり方（その2）、こちらや、市における検討状況などの経緯等を踏まえますと、児童館にかかわる北部地域としましては、この地図に示されております円で囲われるエリアから外れている地域の部分のうち北部に位置する地域、この地図は北が上になっていますが、その地域が課題となっている児童館にかかわる空白地域、いわゆる北部地域としてご審議いただく際に必要な情報としてご理解、イメージいただきたいと考えているところです。

資料2の「東久留米市立児童館機能のあり方に関する報告書（その2）」の説明は以上でございます。

続きまして、資料3に移らせていただきます。資料3につきましては、「東久留米市立児童館の管理運営に関するガイドライン」でございます。

資料1に戻りますと、③と番号が振ってある部分でございます。このガイドラインを今回のこの会議の資料として、関連する部分として事務局のほうで抜粋をさせていただいたものでございます。このガイドラインにつきましては、平成23年の1月に市が策定したものでございます。内容につきましては、全般としては、先ほど申し上げました児童館機能のあり方を指標化し、日常業務の管理運営についても掲載しながら、市の児童館運営の指針とされているものでございます。

1枚ページをおめくりいただけますでしょうか。左側のページです。上段のところに概略が説明されておまして、「本ガイドラインは、今後の本市の児童館を運営していく上で、指針となるもので、『その1』に市民参加による検討の報告書を踏まえて、これらの目指すべき児童館機能のあり方を指標化して整理し、『その2』に日常業務の管理運営についての手引きを、『その3』に、『その1』及び『その2』を利用していく上で、その根拠となる国・都の関係通知等の資料を取りまとめたものである」とございます。なお、今回の抜粋版については、「その1」のところを抜粋しております。

「また、本ガイドラインは、児童館の運営の多様性から、『最低基準』という位置付けではなく、児童館を運営するに当たって必要な基本的事項を示し、望ましい方向を目指すものである」としているものです。また、そのページの下の方の本文の下のところですが、「また、本ガイドラインは変更事象等が生じ、改正を要する場合など必要の都度、修正加除するものである」としております。

続きまして、その右のページに移りますと、目次がございます。次のページにかけて、全体像が見えるような仕組みとなっているところです。この資料3につきましては、目次のところをごらんいただき、全体像を確認いただきながら、要点と申しませうか、今回、関連する部分のところをご説明させていただきます。

少しページ飛びますけれども、23ページをお開きいただけますでしょうか。中段のところに（2）の児童館の配置と連絡調整機能という項目がございます。こちらの本文の中段のところ、「平成22年設置のあり方懇談会の報告書では、児童館は『人間づくりの場』であり、『地域の子育て支援の拠点』である。従って、すべての子どもを受け入れる必要がある。このために、現在の児童館配置の偏在を早急に見直し、空白地域をなくすことを提言している」とあります。これが先ほどの「東久留米市立児童館機

能のあり方に関する報告書（その2）」、これを踏まえた書きぶりとなっている部分で
ございます。

それから、その続きですが、「児童館が、今後も、より細やかに地域の子育て支援施
設として発揮し、概ね市内全域を網羅できるようにするためには、中央児童館を中心
に、均衡のとれた児童館の配置が望まれる」というところの記載も先ほどと同様で
ございます。

資料3の「東久留米市立児童館の管理運営に関するガイドライン」の抜粋について
は、ご説明は以上でございます。

続きまして、資料4に移らせていただきます。資料1の対応する部分としましては、
右の中段の④の部分に該当いたします。「旧大道幼稚園跡利活用等検討プロジェクトチ
ーム報告書」でございます。今回は、会議の資料として抜粋を同じくさせていただい
ております。

こちらは、平成26年の11月に、先ほどの説明を振り返りますと、庁内に設置された
旧大道幼稚園跡利活用検討プロジェクトチームの中で報告がまとめられたものでござ
います。また、この資料は抜粋版でございますが、本資料は、正式な報告書について
は市のホームページ等に掲載をされておりますので、ご参照をいただきますようお願い
いたします。

1つおめぐりいただきますと、1ページでございます。一番上の行「1 検討にあつ
て」とございます。その下に「1. 市長指示事項」とございます。

この中の②の部分でございますが、こちらに「くぬぎ児童館の今後に関すること」
とございます。「検討にあつては、児童館機能のあり方に関する報告書（その2）の
内容も含め、とりわけ『いわゆる5館構想』、また『北部地域への偏在解消』といった
観点からも広く議論すること」という指示事項を受けております。

続きまして、1ページの下段の3のところは、先ほどの「東久留米市立児童館機能
のあり方に関する報告書（その2）」から抜粋されている部分でございます。

続きまして、2ページに移ります。中段です。1の「結論（B）」というのがござい
ます。内容としましては「北部地域は、児童館の偏在解消ではなく、公共施設の再編
といった観点に加え、子育て支援機能の拡充策も含め、検討していくことを提言する」
と、この件に関し、まとめられた部分でございます。これが、先ほどの資料1の⑤に
対応する部分でございます。

この2ページの中段以降の「結論の（B）の考え方」のところを途中まで読ませて
いただきます。「公共施設については、全国的に高度成長期の人口増加期に多くの施設
が建設・整備されており、自治体が厳しい財政状況にある中、施設の維持・更新費用
が集中・増大することが見込まれている。また、人口減少、高齢化などの人口構成の
変化に伴い、税収が減り、公共施設のニーズも変化してきている。この流れは本市も
例外ではなく、公共施設マネジメントの取り組みも始められている。

こうした状況下において、現に北部地域に活用できる公共用地がない中で、いわゆ
る5館構想により、児童館としての新しい施設を単独で建設することは非常に困難で
あると考える。

一方、北部地域は、市全体から見ると、そもそも公共施設自体が少ないという課題

もある。今後は、公共施設マネジメントの視点も含め、施設機能の複合化などを図り、市財政に配慮しながら、公共施設全体のあり方を検討するなかで、子育て支援機能としての施設の必要性等について、検討していくことをプロジェクトチームの提言としたい。

また、こうした提言の実現には時間も要することから、まずは、学校施設を活用した放課後子ども教室など、ソフト面での子育て支援の充実について優先して検討し、ハード面、ソフト面を合わせて、市全体としての子育て支援の拡充に取り組んでいくべきと考える」と結んでおるところでございます。こちらが、「旧大道幼稚園跡利活用等検討プロジェクトチームの報告書」の抜粋のご説明でございます。

続きまして、私の説明の中で最後となります資料5になります。「東久留米市公共施設白書 概要版」でございます。先ほどの資料1に対応する部分としましては、左側の上段から下にかけて、①と番号が振ってあるところの部分でございます。

こちらは、先ほど触れさせていただきましたが、市が作成しました「公共施設白書」、こちらの概要版がつくられておりますので、今回はこの会議に資料として概要版をお示しさせていただきました。全体像と申しますと、施設の現状把握や将来の人口推計などに基づく課題整理を行うため、本年5月に作成されたものでございます。

ページを1枚おめくりいただけますでしょうか。下のほうに点線で枠で囲ってある部分がございます。この公共施設白書の中では、対象としている施設が定義されております。この点線の中の①から③の部分でございますが、公共施設としまして、①として「道路・橋梁・公園・下水道のインフラを除く公共施設、いわゆるハコモノ全般」、②としまして「屋外運動施設、交通施設」、③としまして「借り上げ施設」となっております。

右の1ページに移らせていただきます。1としまして「東久留米市の人口と財政の状況」というのがございます。その下に「人口はどのような状況？」というのがございますが、その中で四角が2つございます。

1つ目の四角でございますが、「これまで増加を続けてきた本市の人口は、近年伸び悩みを見せています。本市の平成26年1月1日現在の時点の総人口は11万6,417人ですが、今後は人口減少が続き、約30年後の平成57年には96,264人と、約2万人減少するものと推計がされている」とあります。

「また、人口規模の大きい、いわゆる団塊世代の高齢化が着実に進んでおり、平成26年時点の高齢化率は、多摩26市の中で3番目に高い状況にあります。一方、15～64歳までの本市の経済を支える担税世代の割合は、多摩26市の中で3番目に低く、平成57年には人口のほぼ半数程度まで縮小すると見込まれます。さらに、子どもを産む世代、またそれ以下の年齢では人口規模が小さく、少子化はますます進行することが予想されます」とあります。その下の部分につきましては、平成17年から平成26年までの地域別の人口推移などがグラフ等で示されておるものでございます。

1ページ、おめくりいただけますでしょうか。「財政はどのような状況？」というところがございます。上の四角のところでございますが、「本市の普通会計決算に基づく平成25年度の歳入総額は385億6,300万円で、そのうち、市税等の自主財源は49.2%を占めている」というものです。「この自主財源の割合の高さは、多摩地域26市中21番目

——これは平成24年の時点でございますが——であり、財政運営の自立性が低く、近年、さらに低下が見られます」という状況が説明されております。

中段の四角の部分でございます。「一方、歳出総額は372億8,900万円で、そのうち、人件費及び扶助費、公債費を合わせた義務的経費が52%を占めております。特に、高齢者や障害者の福祉サービス、子育て支援、生活保護などにかかる扶助費が、10年前の平成15年度と比べて約2倍に増加しています。この義務的経費の割合は、多摩地域26市中、低いほうから19番目——これは平成24年度時点でございますが——であり、他市に比べて財政構造の柔軟性が低い状況にあると考えられます」とございます。

先ほど市長から諮問させていただいた中におきましても、こういった公共施設の関係が言及されておりますので、それに対応したご説明というところになります。

続きまして、3ページをごらんいただけますでしょうか。公共施設の整備の状況についてでございます。「全国的にも、高度成長期以降の人口急増に合わせて急速に整備が進められた公共施設の老朽化が大きな課題となっております。身近な公共施設の経年劣化等による事故例なども全国では目立ち始めており、公共施設の機能を適正に保ち、安全に利用できるよう管理することは、まず第一に優先して取り組まなければならない、国や地方自治体の責務です」とあります。

「本市においても、昭和30年代から40年代半ばにかけての人口の急速な増加に応じて整備してきた、公共施設の老朽化やその機能を適正に保つための維持更新需要が高まっており、費用の集中は財政上の大きな課題となっております。さらに、首都圏における直下型地震や多摩部を震源とした地震、ゲリラ豪雨等に備えた公共施設の改修、高齢化に伴うバリアフリー化など、公共施設の機能向上及び改善にも合わせて取り組んでいく必要があります」とございます。

次に、「東久留米市の公共施設はどのくらいあるの?」とございますが、その下の四角のところです。「本市が所有する建物のほか、借上や無償貸与を受けている建物を含め、行政サービスの提供にあたり利用している施設の延床面積合計は19万5,604.9m²、110施設」となっています。その下でございますが、「このうち、本市が『所有』している施設（区分所有を含む）は96.7%を占めており、その他、東京都などから無償貸与、民間等から借上している施設を活用しています」とございます。

なお、この下に、図表で用途（中分類）別施設延床面積がございますけれども、これは上から「庁舎等」から始まって「その他」までございますが、中段にございます「子育て支援施設」につきましては、面積でいいますと「学校」がまず一番多くありますが、その次の「庁舎等」に続き、3番目となっているところでございます。

続きまして、4ページでございます。

さらに、続きまして、5ページに移らせていただきます。3の施設配置の状況についてでございます。中段に、「公共施設の分布状況は?」とございます。この公共施設の白書におきましては、本市としては中学校区として7つの通学区を設定して、その区分と主な公共施設の分布状況を、この5ページの下のほうに示しているものでございます。

続きまして、6ページをごらんいただけますでしょうか。4、公共施設の維持更新にかかるコストについてでございます。「本市の財政力は、多摩地域26市の中でも低い

状況にあります。財政規律を維持するためには、これから増えることが予想される公共施設の更新投資のために、新たな市債を発行することが難しい状況にあり、また将来に備えた基金確保にも努めていく必要があります」としております。

「さらに、今後担税世代である生産年齢人口が減り、税収が先細りしていく一方、老年人口の増加に伴う社会保障関係費用の負担増などにより、財政事情はますます厳しくなるものと見込まれることから、公共施設にかかる経費の圧縮及び平準化を図る必要があります」と現状を把握しておるところでございます。

続きまして、最後になります。9ページをお開きいただけますでしょうか。5、これからの公共施設について必要な検討事項とございます。この白書の一つの目的として、公共施設の効率的な管理運営や適正な維持更新を進めていく取り組みの第一歩として、施設の現状把握や将来の人口推計などに基づく課題整理を行うというものがございますので、これを受けまして、ここに今後の公共施設について必要な検討事項というものが記載されておるところです。

5の上のところでございますが、(1)としまして、公共施設の老朽化への対応と災害への備えです。「公共施設を安全で安心して利活用していくための保全・管理手法の検討」「保全工事や日常の維持管理水準の検討」「劣化状況の把握と施設改修の優先順位の検討」がございます。

(2) 公共施設の需要と供給のバランス調整というところでは、2点ございます。「人口減少や年齢構成の変化に対応した公共施設の規模、機能の見直しの検討」「地域特性に合わせた施設配置の検討」がございます。

(3) 公共施設の維持更新・運営にかかるコストの圧縮及び平準化では、5点ございます。「施設運営経費の縮減に向けた手法の検討」「施設の長寿命化に向けた方策の検討」「既存施設の有効活用策の検討」「公共施設の老朽化対策や施設更新に備えた財源の確保策の検討」「土地や建物の貸し付けや売却など資産の有効活用の検討」これらが必要な検討事項として挙げられ、ただいま現在進行中で東久留米市立公共施設のあり方に関する基本方針検討委員会で、これらについて検討されているところでございます。

本日、市長からの諮問事項がございまして、本会議でこの議題について初めてご審議いただくに当たりまして、その背景やこれまでの当市の児童館に係る体系や状況などをご説明としまして、資料1から資料5に基づき、全体の説明をさせていただきました。お時間をいただきまして、ありがとうございます。

説明は、以上でございます。

・会長

ありがとうございます。

それでは、次第3「児童館に係る北部地域の子育て支援機能などについて」の説明がございましたが、ご質問等何かございましたら挙手でお願いいたします。〇〇委員、お願いします。

・委員

今回この児童館について、もともと子ども・子育て会議の資料を見ましても、ここが中心になって論議していくということなんですけれども、国におけるこの児童館の位置づけとか役割、さっきちょっと口頭でお話ししていましたけど、ともかく東久留米市としては、今のお話を伺った中では、主に資料3のこのガイドラインが今の市の児童館に対する、例えば位置づけとか役割はこういうふうに考えているんですよと、このガイドラインを見れば大体わかるというふうに捉えてよろしいですか。

・会長

事務局、どうぞ。

・事務局

〇〇委員おっしゃるとおり、まずこの資料3として抜粋させていただきました「東久留米市立児童館の管理運営に関するガイドライン」、こちらは先ほどの繰り返しになってしまう部分もあって申しわけないんですが、これを1枚おめくりいただいたところに、このガイドラインの位置づけという部分でございましょうか、今後の本市の児童館を運営していく上で指針となるものということで、このガイドラインがあるものでございます。

また、当然その中には、その3としまして、根拠となる国や東京都の関係通知、これらも前提としてはございますが、その1の部分につきましては、市民参加による検討の報告書を踏まえた、これからの目指すべき児童館機能のあり方が指標化されておりまして、本市における児童館の運営につきましてはこのガイドライン、これを指標として管理運営を行っているところでございます。

・会長

はい、よろしいですか。

・委員

今回やはり児童館のことをいろいろやるということで、僕なりにいろいろ調べてみたりとかしたんですけれども、一番わかりやすかったのは、児童健全育成推進財団というところが「児童館とは」というのを出してしまっていて、そこを見ると児童館はどういう歴史でできてきたのかとか、あるいは、どういう役割を果たしてきたのかと、そういうものが書いてあって非常にわかりやすかったんですよ。歴史的にはそもそも子どもの遊べる場を提供する場だったと。それから、どんどん子育ての環境が変わってきて、現在においては子どもの最善の利益を保障する場所、あとは地域福祉活動の拠点となる場所というふうにそこには書いてあり、非常にわかりやすいなと思って読んでいました。それを読んだうえで、例えばこのガイドラインなんかを見ると、おおむねそれと同じような形なのかなというふうに思っています。その中で今いろいろたくさんのご説明をいただいたんですけど、昨年までの子ども・子育て会議の中でも市の財政が非常に厳しい、あるいは少子化であると。

その中で北部地域の児童館のことなんかも今後どうするかということは、ここで求められていくと思うんですけども、やはりちょっと確認しておきたいのが、どこかにですね、東久留米市は今後、人口が減って行って少子化になっていくと。そうです、資料5の1ページのところに「少子化はますます進行することが予測されます」というのが出ています。そういった中で今後どういうふうに維持するかとかそういうことも説明いただいたんですけども、やっぱりここは子ども・子育て会議であって、本当に今後子育て支援をどうしていくかという場でもあるので、少子化になるから、例えば縮小していくとか、お金をかけないとか、そういうことではなくて、市の財政とかいろいろな部分をどういうふうに、ある程度最大限に利用してやっていくかと、本当に前向きな形での論議というのもちよっとお願いしたいなと、まず一つあります。

やっぱりいろいろ聞いていくと、財政が本当に大変なんだとか、全国的にもこうなんだ、国もこうなんだとか、こういう話があると何かもう、それぞれがちょっと申しわけないんですけども、悩んでしまうというか、じゃどういうふうに考えたらいいいのかなというところがあるので、そういった部分でまずは一番大事なのは、児童館の本来のあり方とか、そういう部分を前面にして、今後話し合いをしていただきたいなというところと、やはり一番は子どもの居場所づくりが一番大事ではないかと思っておりますので、特に、くぬぎ児童館はもう閉館されているわけですよ。今まで利用されていた人が利用できない状況にあるので、そういった部分は本当に早くかかわっていかないといけない部分もあると思いますので、そういった部分もしっかりと皆さんで考えていきたいなというところがあります。

もう一つ聞きたいのは、ちょっといろいろ調べた中で、これ僕今回初めて知ったんですが、児童館も小型児童館とか児童センターあるいは大型児童館A型・B型・C型というのは初めて聞きました。東久留米市の場合は、これはすべて小型児童館というものに当たるのでしょうか。

・会長

事務局、お願いします。

・事務局

回答という部分でもないかもしれませんが、先ほどの〇〇委員のお話の中で、今回私どもがご説明をさせていただいた、例えば資料5の公共施設白書でございますが、これは特に何か意図しているとかいうところではないんですが、この資料5の公共施設白書の目的は、先ほどもちょっと申し上げたとおり、現状の把握をするという考えの中取りまとめられたものでございますので、この時点においての、いわゆる課題の整理のため、現状を把握するためにまとめられたものでございますので、その点は一点ご理解いただきたいと思います。その内容についてご説明をさせていただいたところです。また今回、諮問をさせていただく中で、全体の流れというものを一定程度、まずは皆さんに共有いただきたい、ということでご説明させていただいたところです。

あとは最後にご質問いただきました、小型児童センターの件ですが、東久留米にお

きましては、児童センターが滝山児童館・中央児童館・けやき児童館、大型児童センターが子どもセンターひばりと、そのような位置づけになるということです。

・委員

ある意味、今まで例えば保育園のほうの立場のいろいろな知識とか、今年は学童保育のほうで出ていますけれども、児童館のほうとなるといろいろ知らないことも多かったですりするので、今後長い時間をかけてお話ししていくわけですから、今言ったとおり小型児童館、児童センター、それから大型児童館、そういったところはどういうふうに分類されているのか、どういう役割を果たしているのかとか、そういった部分の資料なんかがあると、今後話し合いをしていく中で、皆さんの参考になるかと思いません。で、今回ここでは触れていませんけれども、先ほどどこかで移動型児童館、移動児童館ですか、そういうものも入っていました。それはどういうもので、どういう形でやっているのかとか、そういう部分もまた資料としてありますと、それを実際に見て、いろいろ考えるきっかけになるんじゃないかと思しますので、そういった部分を次回でいいので、資料にさせていただけたらと思うのが一つ。

それともう一つは、今ある各児童館、これすみません、僕がちゃんと見ていなかったら申しわけないんですけれども、この間、市でまとめた支援事業計画、その児童館のところに、例えば各児童館の利用定員というんですか、利用定員というのは、例えば利用者数だとか、そういう部分というのは掲載されていなかった。要は、各児童館がどのくらいの大きさで、例えばどのくらいの利用人数があるんですよとか、そういう見込みが多分あると思うんです。そういう中で今、くぬぎ児童館がありましたので、滝山児童館はないんですけれども、今の計画の中には、くぬぎと滝山の2つを一つにした新しい児童館をつくるようになっていきますけれども、そのくぬぎと滝山のそれぞれの利用者数とか、利用定員とかそういう部分を含めて、それで対応できる新しい児童館になるのかとか、そういった部分のところなんかも知りたいと思うので、そういう部分も一つ資料として——もう載ってたら載ってたで、それは確認でいいです。

あとは今回、新しい委員の方もいらっしゃるんで、ニーズ調査を行ったときにも、どこかに児童館の意見が載っていたと思うんですよね。例えば、近場ではなくて遠くにあるのでなかなか行けないとか、そういった意見もありました。大変だと思うんですけれども、前回行った、今からまた調査をするとなると大変だと思いますから、アンケートとか。せめて前回のニーズ調査に合致する形で、児童館関係の例えばニーズ調査の中の自由意見だとか、あるいは、この児童館関係のデータなどをまとめたものがあると、またいろいろ参考になるかと思うので、そういった資料も用意していただくと今後の論議に生かせるんじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

・副会長

〇〇委員のおっしゃることはよくわかって、承知できているんですけど、今回ちょっと市長のほうから諮問されている内容が、とりあえず1、2という形ありますので、こちらのほうについて当会議でまずは議論をしていただきたいというところがベースになってくるのかなというふうに思います。もちろん、これを議論するに当た

って、そういう資料があるということも、今後事務局のほうで時間の許す限りご用意させていただくことはあるかと思えますけれども、とりあえず今回この会議で市長のほうから諮問を受けている内容については、この2点ということなので、そこだけちょっとお時間のほうを、全体のお時間というのもあると思えますので、ずれないで皆さんと議論を深めていけたらなというふうに思います。

・会長

〇〇委員、どうぞ。

・委員

つい月曜日に孫と一緒に児童館へ行きまして、ちょこちょこ行くんですが、けやき児童館さんのほうではその点、入ってくる子どもに名前を聞いたりして、しっかりチェックをしてくださっている。で、どこに住んでいるかというのもご存じなんだなという感じなので、どこら辺の、例えばけやき児童館の場合、この円の描いてあるのを見ると金山町、上の原、神宝町、新川町、浅間町の一部がこの1キロ範囲内に書かれています。で、どんな感じで、年齢別に当然利用者数なんかも、ひよっとしたら把握できるのではないかなって。登録しない子については、名前や住所を書くような形になっているようなので、やっぱりそういう基本的な資料というか、〇〇委員がおっしゃったように、確かに本当に「ここにこうやってあります」というふうに1キロの円が描かれていても、今度これを見るとくぬぎ児童館が既になくなってたりしています。それで、大道幼稚園のところというところ、円がこの、滝山児童館との真ん中あたりに1つできることになると、下里は、本当にここで問題にされている、下里と野火止あたりが北部ということになるんでしょうか。

先ほどからの北部、北部というのは、小山とかそこら辺のところも言っているのかなと思うのですが、そこら辺の子どもたちが一体どこの児童館へ行っているかということも把握しないと、なかなかこういう諮問に対して、私たちが答えを出すことはできない、意見を言うことができないんじゃないかなと思うので、まずはそこを基本的にお願したいのかなという部分と、確かにハード面を整えるためには、非常に税金を投入して大変かと思うんですが、大きな施設のことばかりを視野に入れると、どうしても維持管理も大変だったりして、あんまり児童館のことはわからないので物を申し上げるのはあれなんです。都心のほうなんかですと、いろいろ何かあいた施設を利用して、そんなに大規模ではない形で近場にそういうところがあると、特に、乳幼児の場合、1キロと言われましても、遠いところへはなかなか行けなくなってしまうということを考えると、大きな施設をつくることばかりを考えないで、あきがあるところ、ありますよね。この地図が、非常にわかりやすい地図があるので、そういうところに今までにはない形の、ゼロから18歳までの子どもが利用できる施設を考えるのがいいんじゃないかなと思います。大きいところだけではなく、小さい施設という意味で。

・会長
事務局、どうぞ。

・事務局

今、〇〇委員のほうからご意見をいただきました。まさに、おっしゃるように、今回の諮問の中にもソフト面ということで、2つの諮問をさせてもらっていますけれども、その2番目の諮問にまさに該当するようなご意見というふうにも受けとれるわけですが、ハード面ということで施設をこれからつくる、つukらないということは、まずは諮問にあったように、この公共施設の検討委員会のほうの議論、こういったところに委ねながら、一方で私たちは、この会議としては今ありましたように、そういう諮問の中ではまさに現存のいろいろなものを活用するような方策ということもやはり意見としていただきたいということで今、〇〇委員がおっしゃったように、いろんな状況を鑑みたときに単純にといいますか、本当に大きな施設をつくる、つukらないということも確かに考え方としてはあるかもしれませんが、一方で本当に今現存のいろいろな施設の有効活用ということも考えてみたらどうなんだろうというふうに今伺ったわけですが、そういったことの視点も含め、これからいろいろなご意見をいただければなというふうに思っているところです。

それから、資料につきましては、今お二人からご意見をいただいております。私もとしては、いろいろとどこまでご要望に応えられる資料ができるかということはありませんけれども、今お話をいただいたような中で、皆さんと一緒にそういったご議論をしていただくためにも、事務局のほうとして、最大限の努力をさせていただければなというふうに思っているところです。

以上です。

・会長
事務局、どうぞ。

・事務局

いろいろとご意見ありがとうございます。質問に対するお答えが前後する部分もあるかと思いますが、先ほどの〇〇委員のご質問の中で、児童館の利用人数等が子ども・子育て支援事業計画のほうに入っているかというご質問の部分については、この事業計画は13事業等ございますけれども、その事業の一つに児童館に特化した事業というものはありませんので、この児童館の利用人数がそのまま入った計画の部分はございません。

また、資料につきましては、先ほど事務局が申しましたとおりでございます。

あと、この諮問をさせていただいた本日の会議に当たり、私のほうから資料1から資料5に基づいてご説明をさせていただいた中で、先ほど副会長からもお話がありましたが、一定の整理をさせていただきたいと思っておりますのは、当然、諮問事項についてご意見をいろいろといただきたいのですが、今回、資料2でご説明させていただきました「東久留米市立児童館機能のあり方に関する報告書（その2）」、こちらには内容

としては、先ほど〇〇委員がおっしゃられた国の児童館の位置づけ、こういったものもあり、また市民懇談会でいただいたご提言やアドバイスや期待なども含まれた個々の取り組み、これが記載されております。今回この子ども・子育て会議でご諮問させていただいている中では、この具体的な取り組み、これそのものについて直接ご諮問をさせていただいているというよりは、諮問事項の2にございます、事務局も先ほどちょっと触れさせていただきましたが、北部地域の既存施設を活用した子育て支援機能のソフト面の中で、子ども・子育て事業計画での13事業などを中心に、そのソフト面について、今後ご意見をいただくようになると考えています。

また、その1番にあります、ハード面につきましては、先ほど私の冒頭のご説明の中で、資料1に戻りますと、右下のほうにございますが、こちらの諮問書でも触れております「北部地域は公共施設のあり方の課題であると捉えておる」と。したがって、「北部地域の子育て支援機能について、まずは現存の施設を活用したソフト面の充実などに努め、ハード面については施設機能の複合化など公共施設マネジメントの視点の中で検討してまいりたい」という考え、この考え方に沿って諮問のほうがされております。この諮問事項の1と2は非常に密接にかかわる部分でございますが、今回、直接諮問させていただくに当たり、ハード面とソフト面、こういう形で分けさせていただきましたので、この子ども・子育て会議の東久留米市子ども・子育て支援事業計画の際はそうございましたが、いわゆる具体的にこういった施設を、個別な施設をつくるのかつくらない、または例えば児童館のあり方而言えば、その児童館の建設をする、しない、そういったことを直接ここでご議論いただくという範囲にはなく、この諮問事項に対するご意見をお伺いしたいと、こういう考えであることを、まずは最初に、副会長にもおっしゃっていただいた部分もございますが、整理をさせていただきたいと思っております。

確かにガイドライン等にありますとおり、個々の取り組み等に触れられる機会もあるかと思っておりますが、ここに特化してこの会議を進めてまいりますと、内容の時間としては非常にかかることになると思っておりますので、今回のスケジュール（案）、さきにお話が出ましたけれども、そちらでお示しさせていただいた中では、この諮問事項にかかわるご意見をお伺いするとしてのスケジュール（案）でございますので、その点についても一つ念頭に置いていただきながら、会長、副会長とともにご審議のほうを進めていただければと考えておるところでございます。

・会長

よろしいですか。我々としては、市長の諮問をどうやってこの会議として答えていくか、ということが基本的な役割だと思うんですね。

それで、市長のこの諮問に答えるために、先ほど事務局のほうから大量な、諮問に対応するためにいろいろなお説明や状況が、資料をもって説明されたということで、我々としては市長から諮問された内容を審議するに当たっては、この資料1にありますように、やはり東久留米市としての公共施設という視点を基本に据えながら、ソフト面、それからハード面をきちんと議論していただいて、その諮問を扱うと、そういう内容にこの諮問はなっていると理解したと。

そういう意味では、ぜひこの諮問に答えるために、我々としても議論するに当たり、もっと必要な資料なりがあるのかどうなのかというあたりと、先ほど出ましたように少しはっきりさせていただいて、それぞれ次回までにどういう資料をそろえていただいて、またどう議論するか、というあたりを整理していったほうがわかりやすいのかなと実は私は思っていますが、いかがでしょうか。

先ほど事務局のほうから資料の説明がありましたが、そのほかにも必要な資料ということで先ほど〇〇委員から出されましたけれども、そのほかにもっと別なものがあるのかどうなのか、きちんと審議をするに当たって、その辺のところはいかがですか。

・事務局

その資料につきましては、先ほど来幾つかいただいてございます資料について、事務局のほうでお出しできるもの、できないものというのを整理しながら、極力次の会議に、直前にということでは、なかなかお目を通していただく時間もないということでもありますので、なるべく早い時期にお出しできる資料については検討していきたいと考えております。

・副会長

〇〇委員が今、学童の立場として、いろいろ危惧されている状況の中と、それから、〇〇委員からお話があったように、その北部地域、我が家も児童館へ行っている家なんですよ、毎日ですね。だから、児童館の重要性というのは、我が家として非常に、個人的にも理解している状況であります。

例えばですけれど、先ほど人数のことで人数をどう理解するかと、非常に難しいと思うんです。例えば、何百人通っているよとって、それがいいかどうかというよりも、そもそもとして大事だよねという議論だと思うんですよね、まずは。そうなったときに、〇〇委員がおっしゃったように、今回の諮問にあるように、空白な場所を出さないためにも、空白な時間も出さないという努力が必要だと思うんです。そのために一つの方策として、わからないですけれど、かもしれないこの公共施設がつくられるまでのことを考えることは、こちらの検討委員会のほうでもやっていただくこともあるけれども、我々としては、例えばこの2番のほうの既存の施設を活用した、今すぐにでももしかしたらアイデア1つでやれるかもしれないようなことを我々の会議として市長のほうからも求められている一つではないのかなというふうに思っているんです。

いずれにしましても、皆さんの共通の理解として「北部地域を何とかしなければならぬよ」という中で、どういう手順でやっていくかということ、この会議の中で市長のほうへ答申としてご回答できればいいかなと、そのように私は考えております。

・会長

よろしいですか。では、〇〇委員、お願いします。

・委員

そのソフト面ということで既存の施設を活用した子育て支援機能ということですが、既存の施設がそもそもどこにあるのか、ちょっとわからないんですが。

・事務局

市の公共施設という位置づけになりますと小学校とかほかの公共施設も入ってきますので、そういった一覧についてはご用意をさせていただこうと……。

北部地域につきましては、先ほど私が資料2でご説明させていただいた、8ページの丸の中に入っていないところの北の部分というのが北部地域として、今回のこの会議でご審議いただく際には、そういうイメージでいただきたいということをご説明させていただいたところです。で、この中にある、いわゆる既存の公共施設……。

・委員

この辺ということですか。

・事務局

そうです。

・副会長

それはおっしゃることは多分、僕はごもつともだというふうに思うので、ここに落とし込まれていないかもしれないような市の施設、ちょっとわかりませんが、これを見てすぐに「これ」ってわかりづらいと思うので、何かそういう一覧は次回の時にご用意いただいたほうが、今のご議論を進めていくステップとしたら非常に意義のある資料になると思います。

・事務局

冒頭に申しましたとおり、その資料は一覧としてお示しさせていただきたいと思えます。今この場で、口頭でまずは申し上げるとすると、例えば小山小学校とか本村小学校、それぞれ付随する学童保育所がございます。あとは野火止地区センターです。それから、第十小学校。

・委員

地域子育て支援センターはこぶね館というのはどんなものですか。申しわけない、遠くに行ったことがないんですが。

・事務局

実際は下里しおん保育園の中に併設という形で、相談機能とか、そういう形です。はこぶね館というのは実際は、しおん学園、いわゆる下里しおん保育園の中で行っている事業でございます。

・委員

しおん保育園ですか。

・事務局

下里しおん保育園のところに併設されているんです。保育園の部分とはまた別なところの部屋があって、そこで地域の子育てをされている人たちが使えるスペースであるとか、また育児相談などもやっております。

・委員

上の原さくら保育園の奥にあるような施設ですか。

・事務局

上の原さくらのところにあるのは子ども家庭支援センターの地域子どもセンターですね、上の原なので。あそこは子ども家庭支援センターの地域版という形です。また、それとは違う地域拠点事業として、下里しおん保育園という社会福祉法人に市として委託をして、そういった地域の子育ての方々のスペースであるとか、育児相談などを請け負っていただいているといった状況でございます。

・委員

別の絵が描いてあるけれど、中に入っているんですか。

・事務局

建物的に、同じ建物の中の一部を使ってその事業をやっているということです。

・会長

いかがですか。〇〇委員、どうぞ。

・委員

非常にこう、市長の諮問書を改めて見ていくと、そのハード面とソフト面とこれ両方セットで考えていきつつ、ただやはりハードも今のお話だとか可能性もあるけれども、一定の制約があるとか、例えば職員体制とか、やっぱり何でもありで夢は広がるんだと思うんですが、まずは実現の可能性がどうなのかですとか、それから私も別の自治体にいたときに児童館とBOP（ポップ）というか、学校の放課後活動のすみ分けの話とかいろいろ出てきてはいたんですけども、やっぱり地域特性といったときにどういう指標を持ってくるのかとか、結構その議論のまとめ方ってかなり難しいなというふうに、私自身の不勉強もあるんですけども。

ぜひ、これは事務局にもお願いしたいですし、進行をお願いする会長のほうにもお願いしたいんですが、ある程度、次回の議論はこういう論点ということがありましたら、少し事前に私どもの立場、委員がそれぞれ大変にはなるんですが、少しペーパーで意見を出すとか、それぞれみんな立場が違うので、いろんな意見、多様な意見が出

ると思うんですが、それもお互いの少し見通しがよくなるような運営にしてい
いたほうがありがたいのかなと思っています。特に、複合施設に関してはいろいろな
考え方ですとか、今例えば子家センであれば子家センのほうのいろんな動きもありま
すけれども、別の自治体で、こんな複合施設でこういうという幾つか先駆的な成功例
はあると思いますので、またそれは次回のプロセスの中で情報をご提供いただければ、
少し効果的な検討もできるかなと思っています。

・会長

事務局、どうぞ。

・事務局

事務局から、少しお話しさせていただきます。

先ほどの資料については、そういったやりとりで会議のほうを円滑に進めていた
くというのは、事務局としても一つのご提案として、務めてまいりたいと思いま
す。

あと、もう一点、公共施設の地域特性などの関係、あと複合施設というお話は確
かに非常に難しい部分ではあるんですが、基本的に今回諮問させていただいたところ
におきますと、そういった話につきましては専門的な公共施設のあり方の方針の検討委
員会、こちらで市全体の公共施設の中で検討している状況です。

一方、子ども・子育て会議、こちらの会議におきましては、冒頭でお話しさせて
いただいた施政方針の考え方、市の考え方が示されておりますので、そのハード面につ
いて、考え方についてご意見をいただくと。公共施設そのものの議論というのは専門
的に「あり方検討委員会」というところで検討されているので、具体的な施設の整備
をこちらですとかしないとかいうお話は、今回の諮問の内容と少々範囲が違う部分
であるということ、先ほどと重複しますが、ご理解をいただきたいと考えておりま
す。

もう一つは、〇〇委員がおっしゃるとおり、このハード面というところとソフト面
というのは、もとは一体でございますので、非常に密接にかかわり合いがあります。
ただ、そのハード面については先ほどお話ししたとおりで、またソフト面については
具体的には既存の施設を活用した、この子ども・子育て会議や子育て支援に精通した
方たちの集まりの中で、いろんなご意見をいただいて、それを取りまとめるというよ
うな今後の予定というところでございます。

・会長

それでは、とにかく市長の諮問を我々審議するために、いろんな資料をきょうはま
ず説明していただいたし、不足分もこれからそろえていただくということは、これは
一つのきょうの話の一つのまとまった考え方ではないかと。それで、次回はその資料
をもとにして、この1と2のところをどういうふうに議論をしていくのか、というあ
たりの具体的な一つのイメージというか、あるいは宿題というのか、そこをはっきり
させると、次回、我々が参加するときに参加しやすいというところは、先ほど先生が
恐らくおっしゃったことだろうと思うんです。ですから、その辺のところを少し整理

していただきたいということ。

それから、市長から1と2を実際に我々委員に諮問されておりますので、公共についての考え方や意見というのは別の機関で議論しているから、そこは切り離してじゃなくて、ここはこういった例えば公共について意見があれば意見は出していただくということも含めて議論しないと、ちょん切っちゃうと、この公共施設のあり方との関係ということは、我々側としてもおかしくなっちゃうとか、何をやっていいか決めにくくなってしまいますので、いろんな角度から1、2については我々率直な意見を、まずは出された資料の説明なり、今の状況も含めて考え方を出していくという方向で少し整理していったほうが、いつまでにこの諮問に答えていくかということとの関係で、あと何回あるかわかりませんが、一回一回に会議でどこまで何を議論するかということも、できれば少し整理していただいたほうが意見を出しやすいし、時間も割と合理的に進められるし、またそれぞれの委員の考え方もまとめやすいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

・事務局

まず、資料のお出しの仕方とか紙でのやりとりとか、そういったご提案いただいた資料につきましては、先ほど私がお答えさせていただいたとおり務めさせていただきたいと思います。また、何を次の会議でご議論いただくかというのも、基本的には今回のこの諮問事項でございます1番のハード面と2番のソフト面、この2点について、さらに具体的に例えば事務局のほうでもご提案みたいなものをしてながら「ほかにご意見ありますか」というようなほうがわかりやすいのであれば、そういう形も選択肢の一つかなとは考えられますので、そういったことを含め、次回、次々回の会議等におきまして、ご議論がよりしやすい環境を整えるように努めてまいります。

・会長

ほかに意見はいかがですか、このことに関して。

・委員

私、保育園連合会のほうから出ているんですが、上の子、小学校からいまして、子どもセンターひばりによく行かせていただいているんですが、そこでの活動内容というか、どんなサービスが行われているかって、私自身もそこそこはわかっているとは思いますが、ほかの部分、ほかの児童館がどのように運営されているとか、どのような内容でやっているのか。子どもセンターだとやっぱり18歳までやっていたりしていますし、夕方以降、高校生たちが使ったりとかもしているのを目にするんですが、そういうところもわからないんですが、何かそういう見たらわかるみたいなものはありますか。

・事務局

担当所管のほうでは、児童館のパンフレットについてはこれまでも作成している中で、例えば今お話がございました各児童館の特色などが書いてあるものがあるので、

ただ、それだけですべてかということでもないので口頭でのご説明などもつけ加えながら、次回までに資料のほうはご用意したいと考えております。

また、今の〇〇委員のおっしゃられた内容につきましては、非常に近いのが、今回の諮問事項で言えば、2番のところに関連するお話である部分であろうかと思えます。そういったソフト面の参考となるためのご質問ということでお受けするという事で、事務局のほうで準備したいと思えます。

・会長

はい、どうぞ。

・委員

今ちょっと論点がずれそうになっていたと思うのですが、公共施設すべてに対して教えてほしいというのではなくて、このソフト面とハード面の全体を知るために、この子ども・子育て会議に関係するような東久留米の地域資源みたいなものの位置づけとか活動内容みたいな、そういうのを知りたいということを多分言っていると思うんですね。複合施設でその中に入っていたとかって役所の方は知っているけれども、私たちは知らないとかということになると、そこがちょっとちぐはぐになって、また戻さなくちゃいけないので、その共通理解というか、地ならしのための資料が欲しいというふうに思っているということなのだと思うんです。

それともう一つ、先生がおっしゃったように、先駆者的にうまくいっているところの資料もあれば効果的に検討できるのではないか、ということなんじゃないでしょうか。

・事務局

今、委員のほうからお話がありましたように、地ならしというふうにおっしゃいましたけれど、まずは先ほど言った、今ここでは「北部地域」ということを言いますけど、このエリアの現存の施設関係、そういったことをまずは抽出をして、なるべくわかるような資料にしたいと。そして、その中でできれば、そこに一つ一つのその事業概要といいますか、どんなことをやっているとか、例えばどんなものが入っているとか、そういったようなことをなるべく議論のための資料として、事務局として工夫して整理をしたいと思えますので、よろしく願いいたします。

・会長

今、事務局からもそういう説明がございましたが、よろしいですか。はい、〇〇委員。

・委員

諮問書のほうを見ましたら、市長の諮問のところでは、今ある施設を利用して、簡単に言えばソフト面での充実に努める。それをしながら、ハード面については検討していくと、簡単に言うと、そういうことなわけですね。まずはソフト面のところで

は今ある施設を利用しながら、また空白の部分に関しては何とかやっていきながら、ハード面のことをどう考えていくかということだと思えます。そうしたならば、わからないですが、1番と2番で「こっちからやりました」って順番がどうかわかりませんが、まずは2番のソフト面の部分というのは本当に早急に話し合わなければいけない内容なのかなと思ったりします、これを見ていて。

それをやったら今度は1番のハード面のことが、ここに書いてあることでは、財政事情とかいろいろな部分もあったりするので、今すぐ、結論といっても論議できないと思えますけれども、そういった部分で先ほど「1番と2番をやっていきます」と言っていましたけど、やっぱりそういった緊急課題、先にやらなければいけない課題だとか、そういう部分の順序を立てて、計画の中でやっていったほうがいいのかというふうに思って、毎回2番をやっていくと、議論が「あれはこうじゃない」「これはこうじゃない」という形になってしまうので、僕らが今見た感じでは、2番をまずやっていく。

そういった中で例えば、先ほど〇〇委員さんからもあったような、どういう施設があるのか、どういうことができているのかとか、そういう部分も見ていきながら、どういうことが検討できるのか、みんなで意見を出し合えるのかとか、それをやっていきながら、またきょうはいろいろ説明をいただきましたけれども、そういった1番の部分が、そういった部分を踏まえて、じゃ今後ハードの部分のこういったことが課題なのか、どういうことをやればいいのか、それが例えば答申されていた大道幼稚園のところのね、そういう部分が入っていくのかどうかとか、そういうことになってくると思うので、そういった論議があちこちいかないような形で、今みたいな形の進め方がいいのかなと思ったということです。

あとは市長はこのように諮問をしていますが、全くこれに沿ったものではなくて「いや。でもやっぱりこうですよ」ということも意見として出せるわけですよ。その部分を確認したかったので、ちょっと今感じたことを発言しました。

・会長

よろしいですか。どうぞ。

・事務局

今、〇〇委員からいただいたところでございますが、確かに本日の会議におきましては諮問事項について初めての会議でございますので、全体のご説明ということで一定の説明のお時間をいただき、まずは本日皆さんからいただいたようなご意見を踏まえて次回の会議の進め方等を検討するという、予定どおりのものだったんですけれども、その中でそういったご提案もございますので、次回の諮問事項に基づく審議の進め方において、例えば今ご提案があった2番のソフト面をまず中心にやりつつ、ただ、ソフト面だけで必ず会議が終わりだよということではなくて、ハード面も併行し、資料をお出ししながら検討材料としてお示しして、最終的にこの2つの取りまとめをいただければと考えておりますので、一つのご提案として事務局のほうでも検討させていただきたいと思えます。

また、二つ目の、この取りまとめの結果というんですか、そういうことでよろしいでしょうか。この諮問事項は、施政方針で示された考え方についてご意見をいただくことなので、そこについて今この時点で、こういったお答えをいただかなければならないということではないんですけれども、この諮問事項にかかわる部分の範囲においてご意見をいただき、取りまとめいただくと、そういう整理の仕方でございます。これまでもこの子ども・子育て会議は幾つかご答申いただいておりますけれども、そういったところと変更はございませんので、そのように予定をしているところです。

・会長

それでは、次回はそういう方向で議論するというので、それでよろしいですか。

きょうのさまざまな説明と皆さんからあった意見を踏まえて、次回は例えばここに書いてある多くの方が共通されているこのソフト面を基本にして、また意見を具体的に出し合って整理するというのでよろしいですか。

ですから、できればきょうの議論を踏まえて、それぞれの委員が自分はそのソフト面で何を考えたかとか、何を意見としてこの争点を出すかということを含めて、少しここに整理する、まとめてくるということでもよろしいですか。なおかつ、資料が新しく出た場合については、その意見がまた変わってくると思いますが。

・事務局

今、会長からまとめていただいたんですが、皆さんからご意見をいただくといっても、資料等を含め、まずはそういったこともご提供しないと、なかなかすぐには皆さん意見をまとめるという状況ではないんだろうというふうに思っておりますので、先ほど担当が申し上げたように、まずは事務局としてもなるべく、できれば会議の事前にできた資料は配付ができるように努力をしたいと。

そして今、会長からリードありましたように、その中で次回に向けて一つのイメージとして、もし可能ならばそのイメージも持っていただきながら、当日で十分なので、また第2回目の会議の中でそのところをみんなで共有しながらいろいろ、またご意見などをいただければ幸いだと、こういうふうに整理をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

・会長

じゃ、それでよろしいですか。

それじゃ、とりあえず今論議していただいた、きょうの議題3については、今のまとめ方で議論は終了ということでもよろしいでしょうか。

4 その他

・会長

それでは次に、議題4「その他」について、ご説明をお願いいたします。

・事務局

では、次第4「その他」について、ご説明させていただきます。

まず、資料6につきまして、ご説明いたします。お手元に資料6をご用意ください。

今回ご用意いたしました資料は、内閣府の子ども・子育て会議の平成27年度の議事内容でございます。内閣府では、子ども・子育て会議が発足された平成25年度から直近の7月までで計25回、基準検討部会が計28回開催されております。平成26年度までは子ども・子育て支援新制度の施行に向けた国の取り組み状況についてなどが審議されておりました。資料でございます平成27年度開催分につきましては、「私立幼稚園円滑移行フォローアップ調査」や「自治体との情報交換・意見交換会の実施状況報告」など、子ども・子育て支援新制度の施行初年度という点を鑑みた議事内容となっております。

なお、東京都の子育て会議では平成27年度については、平成26年度末に策定されました東京都子ども・子育て支援総合計画の進捗状況の管理についてなどが検討されていく予定となっております。今後につきましても、国や東京都の動向について、適宜情報をご提供していきたいと考えております。

資料6につきましては、以上となります。

続きまして、資料7につきましてご説明いたします。お手元に資料7をご用意ください。

「東久留米市子ども・子育て会議 今後のスケジュール（案）【平成27年10月現在】」と題された資料でございます。こちらに今年度、平成28年3月までの現時点での開催スケジュール（案）をお示しさせていただきました。一番下の米印にございますように、利用定員の審議、答申につきましては、案件がございましたら随時行わせていただく予定です。また、審議の進捗状況等によりまして、開催時期や議題の変更の可能性もございます。その際は委員の皆様にもご相談させていただきますので、ご理解のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、資料にはございませんが、来年度につきましては、前回会議でも触れさせていただきましたとおり、2カ月から3カ月に一度、おおむね年5回から6回の開催を考えております。

資料7につきましては、以上となります。

一度、会長に進行をお返しした後、再度事務局より、次回の審議内容、日程等につきましてご説明差し上げます。会長、よろしく願いいたします。

・会長

ただいま事務局のほうから、資料6と資料7についてのご説明がございましたが、何かご質問、ご意見がありましたらどうぞ。

・委員

今回、児童館について諮問を受けたんですが、諮問について、答申をまとめましたよね。そこでは例えば前回は、「何月議会までに必要なので、何月までにまとめたい」とかそういった見通しはあったんですけども、今回はこの諮問について、その時期

というのは、いつごろまでにまとめていく予定だとか、そういった見通しというのはあるのでしょうか。

・会長

事務局、お願いします。

・事務局

ただいまの点でございますが、前回の答申の時期についてはそのときにお話しさせていただいたとおり、さまざまな状況から「ここまでにいただきたい」というのがその時点ではっきりしている部分がございます。

ただ、今回におきましては、この資料7にございますとおり、この年度中は回数をまずは想定をしつつ、さらに今回諮問させていただいた初めての会議でございますので、その状況等を事務局のほうも、どういう進め方をするかというご意見をいただきながら逐次進めていく必要があるという考えから、この最後のところがございますけれども、審議の進捗状況により開催時期や議題の変更の可能性があり、とさせていただいているところです。次回の会議以降にまたこの審議の状況を見ながら、そのあたりも委員の皆様には、例えば「変更の可能性があり」とさせていただいている中で、何かそういった事情がありましたら、ご連絡のほうはさせていただきたいと思っております。10月現在としては、この年度中にこういった会議の開催を今のところ案としてお示しをさせていただいたものでございます。

・会長

よろしいですか。〇〇委員、どうぞ。

・委員

やはり先ほどのお話にもあったように、くぬぎ児童館さんがやっていない中で、本当に空白区域があったりとか、そういうところでは特に今後話し合いをしていく中で、その話し合いがされた内容が答申となり、市長のほうへ出します。それがどういうふうに具体化されていくのか、その辺もやっぱり利用者とか、そういった方々は気になるところではないかなと思うんです。恐らく多分その話し合いでいくと、来年度4月からのそういった部分は難しいのかなと、予算とかいろんな部分も考えると。

ここで感じているのは、恐らく再来年度から、今回話し合った内容が反映されていくというふうに捉えていいんですか。それはまた次回でもいいんですけども、話し合った内容はこういう感じになって、こういうふうにまとまって、この年度からこういうふうにやっていく見通しですよみたいな、そういった部分の取り組みなんかもちよっと出していただくと、こちらも例えばいろいろと皆さんに説明したりだとか、こういうふうに考えていますよとか、そういった話などもできますので。

・会長

事務局、どうぞ。

・事務局

先ほど申しましたとおり、現時点におきましてはこのスケジュール（案）をお示しさせていただいた中で、今、〇〇委員がおっしゃられたご意見等なども審議の状況の一つに入りますので、そういったことも踏まえて例えば今のお話を受け、事務局のほうで今後この審議状況について検討をする内容とさせていただければと考えております。

・会長

ただいまのご説明にありましたように、次第4については、よろしいですか。

では、次に進めさせていただきます。

続いて、次回の審議日程について、ご説明をお願いしたいと思います。

・事務局

それでは、次回の審議内容と開催日程等に関してでございます。

審議内容につきましては、先ほどの資料7にございますとおり、次回は第7回の会議ということで、中段に「11月上旬」とございます。

内容につきましては、本件、今回諮問させていただいた件の「児童館に係る北部地域の子育て支援機能などについて」と「その他」という予定でございます。

日程につきましては、こちらは委員の方、皆様にはメール等をさせていただいておりますが、会長、副会長のご都合や会場の都合から、次回は11月6日の金曜日を予定させていただきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。また、開催通知のほうは追って、会長等と調整させていただきながら、皆様には通知をさせていただきたいと思っております。

以上です。

・会長

次回についてのご説明がございましたけれども、よろしいでしょうか。

あとは最終的には、また皆さんの意見が上がってきた場合には、私と副会長のほうで事務局と相談しながら適宜、調整するというところでよろしいですか。

それでは、次回の内容と日程については、そのようにさせていただきたいと思っております。

5 閉会

・会長

きょうの議事はそれでよろしいですか。

それでは、長時間にわたり、きょうは説明も丁寧に長くあったんですけど、疲れたのではなかろうかとか思いますが、今回の委員会についてはこれで終了させていただきます。きょうは、ありがとうございました。

以 上